

2024年7月

高等学校保護者 各位

芝浦工業大学柏高等学校

## 高等学校就学支援金の手続きについて(2024年7月以降分)

「高等学校等就学支援金制度」は、家庭の教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の仕組みです。支援を受けるには、毎年課税額が決定する時期に最新の収入状況を確認のうえで申請します。新入生は4月に手続きを行った方もいると思いますが(4-6月分)、継続するには改めて申請が必要となりますので、手順に沿って申請をお願いいたします。

### 1. 7月以降の継続申請を希望する場合

7月16日までにオンライン申請システム「e-Shien」より「継続意向登録」と「収入状況届出」を登録します。2023年1月2日から2024年1月1日までの間に居住地の変更があった方や、保護者等に変更(離婚、再婚等)があった場合は「保護者等情報変更届出」の手続きを行ってください。

e-Shien 利用マニュアル(継続届出編)

[https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt\\_shuukyo01-000020144\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt_shuukyo01-000020144_3.pdf)

e-Shien の操作方法(継続届出編) 文部科学省

<https://www.youtube.com/watch?v=1JFdyJfQsB0>

e-Shien 利用マニュアル(変更手続編)

[https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt\\_shuukyo01-000020144\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt_shuukyo01-000020144_4.pdf)

### 2. 7月以降に新規申請を希望する場合

収入基準等により不認定となった方、新規に申請を希望する方は、7月16日までにオンライン申請システム「e-Shien」で「意向登録」と「受給資格認定申請登録」を行った後に、学校 WEB サイト/事務室より/就学支援金/に表示されている「(R6.7~)情報連携依頼書」をダウンロード、記入のうえ事務室へ提出してください。

e-Shien 利用マニュアル(新規申請編)

[https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt\\_shuukyo01-000020144\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240328-mxt_shuukyo01-000020144_2.pdf)

e-Shien の操作方法(新規申請編) 文部科学省

<https://www.youtube.com/watch?v=mjP54vzAS3s>

### 3. 家計急変支援制度について

就学支援金審査の結果が「不認定」、「加算なし」、または前年度の収入が基準額を超えているため申請されなかった方でも、別添の「就学支援金家計急変支援制度のお知らせ」の内容を満たす場合には、申請できます。希望される場合には事務室へメールでご連絡ください。

#### 4. 申請手続きの流れ

4月に就学支援金を申請、認定されましたか？			
認定された		申請していない・認定されなかった	
7月以降の支給継続を希望しますか		今回新たに申請しますか	
希望する	希望しない	申請する	申請しない
WEBサイトで継続意向登録と、収入状況届出(前回の個人番号提出時にマイナポータルを使用した方のみ)を登録。	WEBサイトの継続意向登録画面で「受給権を放棄します」を選択してください。	WEBサイトで意向登録、受給資格認定を申請後、学校HPから「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」をダウンロードし、事務室へ提出してください。	手続きは不要です

WEBサイト: <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

オンライン申請に必要なID・パスワード記載の用紙を紛失された方は、事務室へご連絡ください。  
 審査は提出されたマイナンバーをもとに千葉県が行います。  
 審査の結果は、千葉県から届き次第、学校から個別にお知らせします。

ご不明な点は事務室へご確認ください。

事務室

E-mail [kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp](mailto:kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp)

TEL 04-7174-3100